

令和6年第4回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 小倉 尚裕

副委員長 澁谷 洋子

1 開催日時 令和6年12月12日（木曜日）午前10時24分～午前11時48分

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設)
- (2) 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について
(あおり北のまほろば歴史館)
- (3) 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市文化観光交流施設)
- (4) 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について
(アップルヒル)

4 報告事項

- (1) 「青森市男女共同参画プラン」の策定について
- (2) 「令和7年 青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場初せり式」の開催について
- (3) ホタテガイ生産の現状について
- (4) 松原地区のまちづくりビジョン（案）の作成とわたしの意見提案制度の実施について
- (5) 令和6年度青森市はたちのつどいについて

○出席委員

委員長	小倉尚裕	委員	柿崎孝治
副委員長	澁谷洋子	委員	村川みどり
委員	相馬純子	委員	藤田誠
委員	工藤夕介	委員	木下靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	工 藤 裕 司	市 民 部 次 長	木 村 久美子
市 民 部 長	佐 藤 秀 彦	経 済 部 次 長	船 橋 正 明
経 済 部 長	横 内 信 満	農 林 水 産 部 次 長	中 村 敦
農 林 水 産 部 長	大 久 保 文 人	中 央 卸 売 市 場 長	白 坂 孝 志
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	大 久 保 綾 子	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	泉 宏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	武 井 秀 雄	文 化 遺 産 課 主 幹	児 玉 大 成
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 笠 原 訓 史	関 係 課 長 等	
浪 岡 振 興 部 長	館 山 公		

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査	久 保 拓 哉	議 事 調 査 課 主 幹	風 晴 英 樹
---------------	---------	---------------	---------

○**小倉尚裕委員長** それでは、ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

まず、案件に入る前に、本日は改組後の最初の常任委員会ですので、理事者側から部長級以上の職員の紹介をお願いいたします。

初めに、市民部をお願いいたします。

○**佐藤秀彦市民部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**小倉尚裕委員長** 次に、経済部をお願いいたします。

○**横内信満経済部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済部長の横内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**小倉尚裕委員長** 次に、農林水産部をお願いいたします。

○**大久保文人農林水産部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部長の大久保でございます。よろしくをお願いいたします。

○**小倉尚裕委員長** 次に、教育委員会をお願いいたします。

○**工藤裕司教育長** 教育長の工藤です。よろしくお願いいたします。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育委員会事務局教育部長の大久保でございます。よろしくをお願いいたします。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）同じく教育委員会事務局理事の武井でございます。よろしくお願いいたします。

○**小倉尚裕委員長** 次に、農業委員会事務局をお願いいたします。

○**小笠原訓史農業委員会事務局長** 農業委員会事務局長の小笠原です。よろしくお願いいたします。

○**小倉尚裕委員長** ありがとうございます。

この際、私から御紹介いたします。本日、付託議案の説明のため、本委員会に出席しております館山公浪岡振興部長です。

○**館山公浪岡振興部長** 浪岡振興部長の館山でございます。よろしくお願いいたします。

○**小倉尚裕委員長** 以上で、理事者の紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案4件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第150号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 議案第150号の説明に先立ちまして、本

定例会に提出しております議案のうち、本常任委員会に係る施設の公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会の議決を経て指定することになっております。

このたび、令和7年3月31日をもって指定期間が満了となる施設につきまして、指定管理者の候補者を決定いたしましたことから、本条例に基づき、指定に係る議案について提出するものであります。

配付資料「公の施設の指定管理者の指定について」を御覧ください。

こちらの資料は、本常任委員会に係る施設の指定管理者の選定結果を取りまとめたものであります。

初めに、このたびの指定管理者の募集期間といたしましては、令和6年8月1日から9月2日まで各施設の指定管理者募集要項を配布し、8月27日から9月2日まで応募の受付を実施いたしました。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、学識経験者、財務等に識見を有する者及び各部局の次長職にある者で組織する指定管理者選定評価委員会におきまして、応募団体から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上対策及び収支計画などの選定項目について、点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いただきました。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

次に、各施設の指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。

本常任委員会に係る施設といたしましては、教育委員会事務局の所管が、No. 1の青森市小牧野遺跡保護センター、No. 2の青森市小牧野遺跡観察施設、No. 3のあおもり北のまほろば歴史館の3施設、経済部の所管が、No. 4の青森市文化観光交流施設の1施設、浪岡振興部の所管が、No. 5のアップルヒルの1施設の合計5施設となっております。

今回選定されました各施設の指定管理者候補者につきましては、資料のとおりですが、いずれの施設も現在の指定管理者と同じ団体となっております。

それでは、議案第150号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設）」御説明いたします。

議案第150号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設であります。運用面での効率化の観点から、一括で管理を行わせることとしております。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり

り、評価項目を5項目といたしまして、それぞれの選定基準及び配点では、「1 管理運営全般について」は30点、「2 管理について」は55点、「3 運営について」は40点、「4 応募団体について」は5点、「5 効率性について」は30点としており、5項目の合計で160点を満点としております。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとなっております、最低基準点につきましては、3ページ中段の最後の行になります74点としております。

「3 応募団体名」につきましては、一般社団法人小牧野遺跡保存活用協議会の1者となっております、現在の指定管理者であります。

「4 審査結果」につきましては、4ページの表のとおりであり、応募団体の得点の合計は、1番下にありますとおり、126.67点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など、評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数が最低基準点以上を獲得していることから、同団体が令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第150号について御説明いたしました、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○小倉尚裕委員長 それでは、これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 全施設に聞くことなのですが、障害者への対応は適切かということで、この施設の障害者への対応は、どういう対応を行っているのか教えてください。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 こちらの施設では障害者の雇用自体は今のところ予定していないのですが、来場者については職員できちんと対応するというお話はいただいております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまで障害者の雇用をしていた実績はあるのですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 実績としてはないと思います。ここはお客様を案内する特性上、なかなか障害者を雇用することは難しく、これまで雇用はしていなかったものであります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 案内もそうですが、遺跡の観察施設であれば、雇用できる見通しがあるのかなというようには思っているし、そもそも雇用する計画があれば点数がつく制度なので、そこにも問題があると思っています。

それから、障害者にどういう対応をしているのかという点で言うと、前に、この施設ではないですが、難聴者が筆談をお願いしますと言ったのにできませんというように断ったり、そういう対応をしている施設もあったので、いろんな障害者にどういう対応をするのかというのは、その障害の特性に合わせて準備しておかなくてははいけません。

突然の来訪があった場合、そういうのはできませんなどとなると駄目だし、この間、万徳議員が質問して福祉部から各施設に通知も出されているのですが、そういう障害者に応じた取組・対応が適切に行われるのかというのはしっかり見ていかないと駄目です。チェックするとき、例えば、聴覚障害の場合、どういう対応をしますか、視覚障害者の場合、どういう対応を準備していますかというのもきちんと見ていかなければ駄目だと思っています。

なので、この施設だけではなくて、全施設に聞きますが、そういうのはお願いしたいと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 答弁はいいですか。

○村川みどり委員 いいです。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 確認します。選定理由のところで、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数が最低基準点以上を獲得しているということなのですが、この「応募団体について」というのと「効率性について」を除いている理由は何ですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 この項目は、こちらで計算する項目ではなくて、自動配点になるので省いています。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 確かに自動的に数字で配点される数字等、応募団体については、本社があるかなどで自動的に決まるということだと思のですが、別に効率性についてというのは前からおっしゃっているんですけども、あまりにも指定管理者に効率性を求めると、働いている人の給料がなかなか上がらないなど、毎回更新のたびに、指定管理者もやっつけられないだろうなと思っていました。

あえて、その部分を省いたというのは、そんなに効率性を求めなくても指定管理者としてやっていけますよという趣旨とは違うのですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 指定管理者を採点する際の全体のルールで、最低基準点を合わせるときには、その項目を省いた状態で最低基準を満たしているかどうかというところで判断しています。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 最低基準点ということで、そうなんでしょうが、例えば競争になったときは、当然トータルでの点数ということになるので、考慮されるべきものですよ。分かりました。

○小倉尚裕委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認め、よって、議案第150号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第151号「公の施設の指定管理者の指定について（あおもり北のまほろば歴史館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 議案第151号「公の施設の指定管理者の指定について（あおもり北のまほろば歴史館）」御説明いたします。

議案第151号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、あおもり北のまほろば歴史館であります。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を5項目といたしまして、それぞれの選定基準及び配点では、「1 管理運営全般について」は30点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は40点、「4 応募団体について」は5点、「5 効率性について」は30点としており、5項目の合計で155点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、3ページ中段の最後の行のとおり、71点としております。

「3 応募団体名」につきましては、特定非営利活動法人あおもりみなとクラブの1者となっております、現在の指定管理者であります。

「4 審査結果」につきましては、4ページの表のとおりであり、応募団体の得点の合計は、122.01点となっております。

なお、表の右側の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など、評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数が最低基準点以上を獲得していることから、同団体が令和7年4月1日から令和

12年3月31日までの5年間、指定管理者候補者として選定されたところでもあります。

以上、議案第151号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 さっきと同じですが、障害者の雇用があるのか、過去にあったのか、それから障害者に対する取組は具体的にどういうことを行っているのか教えてください。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 過去に雇用はないです。やはり、先ほどと同じく、案内をする施設ですので、なかなか障害者の雇用は難しい状態ということで、今のところは雇用していない状況です。同じ従業員がそのまま雇用になり、新たに雇い入れる予定がないので、障害者の雇用をする予定は今のところはなしという状況ということになっています。

来場者については、これまでも車椅子であったり、そういうところの支援はしていくということです。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そもそも、福祉に関する取組の点数の入れ方が問題——さっきも言ったんですが、雇用していなくても雇用するように取り組みますと書けばいいだけの話になっていて、現実的に取り組む意志がなくてもいい点数配分だし、そういうところが問題だなというふうには思っているのと、具体的な障害別の取組について、きちんと把握し、取り組むよう求めてほしいと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 答弁はいいですか。

○村川みどり委員 いいです。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 少し気になったのですが、障害者の採用の点数で、福祉に関する取組は5点となっていて、障害者を雇用するかしないかで、点数の配分があると思うんですけども、配分は言えますか。

5点のうち、例えば障害者を雇用すれば1点プラスだと。今、村川委員が言ったように、雇用しますと言えれば1点となるのか、0.5ポイントとするのか。これは審査する委員の判断でお決めになることなのか、あらかじめ決まっているのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 委員の判断となることにはなりますが、まず、項目について、障害者への対応に適切に取り組んでいるか、それから障害者の雇用に積極的に取り組んでいるか、障害者の雇用について提案がなされているか、障害者法定雇用率を満たしているかという項目が4つありまして、この団体は、法

定雇用率が適用になる団体ではないので、他の3項目のところで、全部適用になれば当然高い点数になり、満点も取れます。今回行われてないところがあれば3点などに下がっていくことにはなるので、それぞれ委員が判断をすることになりますが、全部行っていれば当然高い点数ということにはなりません。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、4つの項目を言われましたが、では各委員によって、1項目は、5点満点の5点だというようにつけば、それはそれとして判断されるということですか。例えば、4つあれば、当然普通の配分は1.25が4つになるけれども、これはあくまでも配点は各項目で、委員の点数によって採点するということよろしいでしょうか。お願いします。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 それぞれ先ほど言ったような項目は「大変よい」、「よい」、「普通」、「やや不十分」、「不十分」、「全く不十分」ということで点数をつけていきますので、全然やれていないのを「大変よい」などをつけることは、まずありえないと思いますので、大体判定としては、丸が足りなければ、やや不十分だし、普通に行われていけば普通ということでの判断です。普通の判断については各委員が判断するというようになっております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 大体話は分かりました。要は丸は何点という、二重丸は何点という決まりはないと。その項目によって、各委員が点数をつけた項目を最終的に判断するということよろしいですね。ありがとうございました。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 財務の健全性の部分でお伺いします。

当期利益が直近2年プラス、1年マイナスなのに、利益剰余金が直近3年プラス、この1年マイナスの要因になったものというのは——この指定管理者であるときに、1年マイナスになったものなんですか。

○小倉尚裕委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 担当課から答えさせます。

○小倉尚裕委員長 担当課お願いします。

○児玉大成文化遺産課主幹 聞いたところだと、そのときに予算額よりも、人件費がオーバーしたということで、マイナスになったということを伺っていました。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 であれば、この昇給ありの提案がなされているんですが、もともとの指定管理料が足りなくなるのではないですか。

○小倉尚裕委員長 担当課お願いします。

○児玉大成文化遺産課主幹 指定管理者で指定管理料以外にも、自主財源などがあ

りますので、その中でやりくりするものと推測されます。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 自主財源を生ませるような取組というのは、この「3 運営について」の中で、サービスの向上のところにつながってくるのか、それとも、ガイドに係る研修等でdの「郷土の歴史及び」というところの部分に入ってきますか。

○小倉尚裕委員長 担当課お願いします。

○児玉大成文化遺産課主幹 恐らくですが、自主財源や自主事業のところがありますが、3のdのところ自主事業の項目がありますので、自主事業に関して言えばそちらで評価が行われたと思います。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 契約期間は5年ですね。その間に、人件費が足りない等の話で、指定管理がままならないんだというように、指定管理者から不平・不満が出ないように、一応、指定管理者とのコミュニケーションは取っていただきたいと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 そのほか、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認め、よって、議案第151号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第152号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化観光交流施設）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 議案第152号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化観光交流施設）」御説明いたします。

議案第152号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市文化観光交流施設であります。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載がありますとおり、評価項目を5項目といたしまして、それぞれの選定基準及び配点は、「1 管理運営全般について」は35点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は40点、「4 応募団体について」は5点、「5 効率性について」は35点としておりまして、5項目の合計で165点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、3ページ中段の最後の行のとおり、74点としております。

「3 応募団体名」につきましては、公益社団法人青森観光コンベンション協会の1者となっております、現在の指定管理者であります。

「4 審査結果」につきましては、4ページの表のとおりであり、応募団体の得点の合計は、128.45点となっております。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数が最低基準点以上を獲得していることから、同団体が令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第152号について御説明いたしました、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 先ほどと同じく、これまでの障害者の雇用、それから、各障害者への対応や取組はどういうことを行っているのかお示してください。

○小倉尚裕委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 まず、雇用に関してであります。こちらの施設ですが、平成22年度にオープンしておりまして、開館以来、今申し上げた青森観光コンベンション協会が受託しております。

これまで障害者の雇用はなく、現在も、障害者雇用は配置されていないという現状にありますが、現在、今の指定管理者が雇用していますので、今後欠員が生じた際には検討していくということでもあります。

続いて、福祉の取組であります、当該施設では障害者や高齢者でも安心・安全に施設を利用できるよう歩行困難者のために車椅子を常備していますほか、移動の際の介助や筆談による案内等の対応をしております。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 実はここが筆談を断ったところなんです。通知で分かったんですが、難聴者が筆談をお願いしますと言ったら、そういうのはできませんと言って断ったのがここなんです。なので、やっぱりそういうのができるような対応の教育などは、きちんとしておかないといけないと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

○小倉尚裕委員長 答弁はいいですか。

○村川みどり委員 いいです。

○小倉尚裕委員長 ほかに御質疑ありませんか。澁谷委員。

○澁谷洋子委員 財務の健全性の部分なんです、令和3年度はコロナでマイナスになったのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 おっしゃるとおり、こちらのほうは青森観光コンベンション協会が受託者というように申し上げましたが、まず、令和3年度は、コロナの関係で影響を受けました。令和4年度に関しましては、青森観光コンベンション協会は、青森ねぶた祭の担当をしており、制限のある祭り期間でありましたので、そういった意味では観覧料収入が大分減ったということでありまして、マイナスになったというような状況であります。

○小倉尚裕委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 それでも利益剰余金は直近3年ではプラスなんですよ。ということは、ここには観光客や一般市民も県外からのお客様もいらっちゃって、営業利益はきちんと守られている施設だということによろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 まずは、この施設に関しましては、コロナに関する経過もありましたので、施設単体で考えますと、直近はプラス、その前はとんとんというような形になります。青森観光コンベンション協会としては利益剰余金はそのまますのでマイナスになっても団体としての利益剰余金があるというような記載であります。

○小倉尚裕委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認め、よって、議案第152号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号「公の施設の指定管理者の指定について（アップルヒル）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 議案第153号「公の施設の指定管理者の指定について（アップルヒル）」御説明いたします。

資料を御覧ください。

「1 対象施設」は、アップルヒルであります。

「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を5項目といたしまして、それぞれの項目及び配点につきましては、「1 管理運営全般について」が35点、「2 管理について」が45点、「3 運営について」が40点、「4 応募団体について」が5点、「5 効率性について」が30点となっております、5項目の合計で155点を満点としております。

最低基準点につきましては、3ページ中段にありますとおり、71点としております。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者となっております株式会社アップルヒル1者でありました。

「4 審査結果」につきましては、4ページの表のとおりであり、応募団体の得点の合計は、120.89点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄につきまして、応募団体からの主な提案内容など、評価のポイントを記載しております。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数が最低基準点以上を獲得しておりますことから、同団体が令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第153号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 同じく障害者の現在・過去の雇用、それから取組を示してください。

○小倉尚裕委員長 浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 まず、障害者の雇用ですが、これまでも1名の雇用があり、継続して雇用される予定です。法定雇用率も充足しております。

また、障害者・高齢者への対応といたしまして、必要に応じて声がけしたり、誘導、補助するというところを行ってございまして、これからは行っていくというような記載となっております。

以上です。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 法定雇用率は何パーセントですか。

○小倉尚裕委員長 浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 2.5%が法定雇用率で、40名に対して1名ということで満たしております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 障害種別としては。

○小倉尚裕委員長 浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 障害種別までは承知しておりません。

○小倉尚裕委員長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認め、よって、議案第153号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○小倉尚裕委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、『青森市男女共同参画プラン』の策定について」報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 青森市男女共同参画プランの策定について御報告いたします。

計画の策定について御説明します。青森市男女共同参画プランにつきましては、平成28年2月に策定いたしました青森市男女共同参画プランの計画期間が昨年度末で満了いたしましたことから、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、附属機関であります青森市男女共同参画審議会から御意見・御提案を伺いながら、様々な視点から検討を行い、これまで策定作業を進めてまいりました。

本計画につきましては、9月10日開催の文教経済常任委員会におきまして、計画の素案について御説明しており、その後、わたしの意見提案制度の実施を経て、このたび、11月28日開催の定例庁議において計画策定の運びとなりました。

それでは、概要について御説明いたします。

まず、資料1「『(仮称)青森市男女共同参画プラン(素案)』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

10月1日から10月31日までの1か月間、わたしの意見提案制度に基づき、本計画の素案への意見募集を行いました。提出された意見はありませんでした。

続きまして、資料2「『青森市男女共同参画プラン』の概要」を御覧ください。

本計画は全体を3部で構成しております。初めに「第1部 総論」の「第1章 計画の基本的事項」であります。

計画策定の目的ですが、令和2年11月に策定された国の第5次男女共同参画基本計画や、令和6年4月に施行されました困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、また、昨年12月に実施しました市民・事業所アンケートの結果等を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を目指すため、新たに計画を策定したもので

あります。

また、計画の位置づけにつきましては、現在策定中の青森市総合計画前期基本計画における施策の一つであります女性活躍の推進・男女共同参画社会の形成を効果的に推進するための個別計画でありまして、かつ、関係法令に基づく各計画を兼ねるものとしておりまして、計画期間は令和6年度から10年度までの5年間としております。

次に、「第2章 計画の基本方向」につきましては、持続可能な開発目標でありますSDGsや、国の第5次男女共同参画基本計画など、男女共同参画社会の形成をめぐる動き、また、本市における市民・事業所アンケートの結果等による現状と課題を踏まえまして、『男女共同参画都市』青森宣言」を計画の理念としまして、この理念の実現を図るため、3つの計画の基本方向を掲げております。

「第2部 各論」につきましては、3つの基本方向を、それぞれ章立てして構成しております。「第1章 全ての人があるゆる分野で活躍できる社会づくり」、「第2章 安心して暮らせる社会づくり」、「第3章 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」として、各章に位置づけております項目を主な取組としております。

なお、主な取組のうち、網掛けしているものが新規または拡充する取組となっております。これらについて御説明いたします。

第2章の主な取組2の「(5)困難な問題を抱える女性への支援」につきましては、令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を受けまして、このたび、新たに盛り込んだ項目となっております。こちらは困難な問題を抱える女性への支援の包括的な提供や、他機関や他自治体等へのつなぎ等を実施することになります。

また、第1章の主な取組1の「(4)女性のエンパワーメントの推進」と、主な取組3の「(1)女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備」の2つの項目におきましては、女性活躍の機運醸成や、ライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりなど、働く女性への支援に係る取組を拡充することとしております。

次に、「第3部 推進体制」につきましては、本プランの推進に当たり、市が率先して取り組むとともに、青森市男女共同参画審議会や、庁内の関係部署で構成します青森市男女共同参画推進会議による計画の進行管理、関係機関等との連携・協力の強化による推進体制の整備・充実を図ることとしております。

続きまして、計画の素案からの変更点について御説明いたします。

本計画においては、SDGsの理念を踏まえた各種施策を展開していく旨を記載しており、これに伴い、各施策と関係があるSDGsのアイコンを「第2部 各論」の各章ごとに掲載いたしました。

また、同じく「第2部 各論」の各章ごとに、目標となる指標を設定いたしました。一部は総合計画前期基本計画と共通する指標となっております。

その他の内容につきましては、素案から大きな変更はありません。

以上、青森市男女共同参画プランの概要となりますが、詳しい内容につきましては、資料3の計画本文を後ほど御覧いただければと思います。

なお、本計画につきましては、12月27日金曜日から1月26日日曜日まで、市役所各庁舎、各支所・市民センター等において縦覧することとしておりますほか、市のホームページでも公表することとしております。

本計画の理念であります「『男女共同参画都市』青森宣言」の実現に向けて、各施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありますか。相馬委員。

○相馬純子委員 パブコメについてなんですが、この案件だけではなくて、御意見がないなど、そういうものが大変多いなど。一般質問の中でもどなたかおっしゃったと思うんですが、パブコメの取り方で御意見がたくさん来るような工夫を、私も考えてもなかなか出ないですけれども、ピンポイントで関係者の人から意見を募るなど、市民の意見が集まるような形を工夫していきたいなと思います。これは意見です。

○小倉尚裕委員長 ほかに御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、『令和7年 青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場初せり式』の開催について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和7年青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場初せり式について、御報告いたします。

資料を御覧ください。

青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場につきましては、毎年、その年一年の活発な取引と、市民の皆様への安全かつ新鮮な生鮮食料品等の安定供給、さらには市場及び関連事業者の発展を祈願いたしまして、初せり式を行っております。

令和7年は、1月4日土曜日に花卉部の初せり式を、1月5日日曜日に水産物部及び青果部の初せり式の開催を予定しております。主催は青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場開設者である青森市となっております。

開催場所につきましては、青森市中央卸売市場内の花卉部・水産物部・青果部の各卸売場において、資料記載の時間帯に開催させていただくこととしております。

初せり式には、開設者である市長及び市場関係者の皆様、御来賓の皆様に御参加いただく予定としております。

委員の皆様におかれましても、年初めのお忙しい時期ではありますが、市場の活性化を共に祈願していただきたく、初せり式を御観覧くだされば幸いに存じます。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「ホタテガイ生産の現状について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ生産の現状について、御報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

1の海水温の状況であります。令和6年12月1日から12月5日までの、青森市沿岸に最も近い青森ブイの水深15メートル層の平均水温であります。13.7度となっております。昨年同時期と比べまして0.2度高く、平年同時期と比べましても0.7度高い状況となっております。

今年の海水温につきましては、グラフでお示ししたとおり、8月中旬以降は、昨年と比較しておおむね低めでありましたが、全般的には、昨年同様、高めに推移しております。

今後は、冬期間のしけの多い時期となりますので、養殖籠内のホタテガイ同士がぶつかることで、ホタテガイがへい死する可能性もありますので、市及び青森県産業技術センター水産総合研究所から漁業者の皆様に対して、稚貝の分散作業を行うに当たりましては、養殖籠内のホタテガイについて適正な収容枚数——1段当たり10枚から20枚であります。その収容枚数とすること、養殖施設の浮き球の個数を調整するなどし、施設を安定させること等について指導を行っているところであります。

次に、2のホタテガイ生産量及び生産額につきましては、令和6年1月から11月までの生産量は、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合の合算で2433.8トン、生産額は6億8059万3000円となっております。令和4年の採苗不振の影響があった昨年同時期の生産量5511トン、生産額13億2275万5000円と比較いたしましても、減少している状況にあります。

次に、資料2ページ目を御覧ください。

3の令和6年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査の実施状況についてであります。

この調査は、陸奥湾沿岸の各漁業協同組合が主体となりまして、県や市町村が協力して毎年実施しているものであります。今年度、本市管内では、令和6年11月5日から12日までにかけて、養殖中の新貝及び稚貝の成育状況調査が行われ、その結果につきましては、本年12月20日を予定しております。

以上、ホタテガイ生産の現状であります。

今後の状況につきましても、当常任委員会において、随時御報告させていただきます。

報告は以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 12月20日の報告待ちということなのですが、生産者からは、ホタテガイがかなり死んでいる、どうにもできない、乗り越えられるか心配という声が多く聞こえてきています。分散作業を行っていた頃、ここでいう調査期間——11月5日頃までは、大丈夫だなという話があったのですが、その後から調子が悪くなり、徐々に死んでいったと。避難させていた稚貝も持ってきたら全て死んでいくということになっているようです。

今年、北海道では高水温の問題が出ていました。北海道新聞をネットで見たら、暖流のグラフが載っていたんですけども、それが陸奥湾にも入り込んでいるように見えていました。

漁業者も、何が原因かよく分からない、海の何かが変わってしまったなどという話をしているし、50年周期——以前私もお話をしたことがあったんですが、青森国体——昭和52年、今の上皇様が皇太子の時代、その頃も、その前もやはり養殖ホタテが成功した後で、急に大量へい死が始まりました。皇室まで話が行って、わざわざホタテの漁業者に話を聞きに来られるということがありました。そのあと、次に来たときには県職員の偉い方とも、懇談しているというような話でした。

そのときもやはり3年ほど悪いことが原因不明で続いて、その頃は200海里という、今とも全然違う状況だったので、ホタテの貝を入れ過ぎたんじゃないかという話も出たそうなのですが、徐々に少なくしていても、やはり死んでしまったというのがあったそうです。

それを乗り越えられたのは、当時皇太子様が何回も来て、若い生産者の方たちと話をしたというのがあったというように聞いています。だから、その話によると、当時のような、今そういう周期になっているのかもしれない。

大体4年ぐらい前まではとても順調だったものが急に、がたがたと来てしまっているの、今はモチベーションが下がってきています。去年もかなり下がっていたんですが、市長が来て漁業者といろいろ懇談してくれたので、モチベーションは結構上がったんです。けれども、ここに来て、何かすごく悲惨な声が響いてきて、まだ結果は出てないのですが、本当に考えていけない部分があると思います。そして、半生貝がなかったの、加工業者が加工するホタテがなくなって、休んでいる業者もかなりいると聞いていましたので、そちらの対策も必要になってくるのではないかと思います。

のっけ井の青森魚菜センターやアウガに行ってホタテを売っている方に聞いたんですが、年末年始は陸奥湾のホタテを食べられないかもしれない、入荷しないかもしれないという話もしていました。東奥日報の記事を見ると、平内町のことも書いていたんですが、稚貝を増やしても、高水温などでへい死するのであればどうしよ

うもできないという声も聞こえているというようなことが書かれていました。

県で、陸奥湾ホタテガイ総合戦略というものを出示して、全ての関係者が対話を重ね、危機意識の共有と一致団結した取組が必要というようなこととなりますので、青森市を中心として、陸奥湾の関係する団体者と団結して、いろんなことをしていけないといけないと思います。平内町のほうも悪いと言っているし、漁獲量は平内町が1番、青森市が2番ですので、そのところが大きく悪いということが、大変なことにつながっているし、あと北海道も2年から5年は駄目なんじゃないかというようにも書かれていて、同じようなことが考えられるので、発表はまだなんですが、よろしくをお願いします。

○小倉尚裕委員長 答弁求めますか。

○柿崎孝治委員 答弁をお願いします。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 今、柿崎委員からお話がありました陸奥湾全体でありますとか、青森市全体の状況については、今後、集計を待って見てみないとというところではありますが、やはり漁業者の皆様から私どももお話は聞きます。夏場過ぎには今年は意外と順調だという声もありました。今度は、実態調査が近づくにつれ、いや、大変だと。もっと細かく言うと漁業者によっても、ちょっとした海域の差などで、かなり違ってきているのが現状ですので、何点か話を聞きますが、それを見て、全体を評価するのはまだ難しいというのが正直なところであります。想定的には去年より改善しつつも、そんな楽観視できるような状況ではないというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいますので、まずは結果を見てみたいということです。

それから柿崎委員からもあったとおり、青森市でも、平内町でも、行政区域は陸奥湾の中で特に関係なくて、やっぱり陸奥湾全体をどうしていくのかということは今後考えていかななくてはいけないと考えております。

いずれにしても、調査結果が今後出てきますが、私どもとすれば、引き続き、漁業者が、ホタテ漁として、事業を継続できるようなサポートはしっかりしていきたいなということで、今から検討する予定であります。

○小倉尚裕委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 青森県が出している陸奥湾ホタテガイ総合戦略というのは、令和6年度から令和16年度まで行うことになっていきますので、県とも一致団結した取組をよろしくをお願いします。

○小倉尚裕委員長 工藤委員。

○工藤夕介委員 2番の生産量の部分で、やはり半生貝、成貝がかなり落ちてきているというのを感じました。その上で、生産者の方も、今年は去年よりはいいという声もありましたが、やはり去年から見て、依然として厳しいという声もあります。もし、来年、また高水温等で厳しければ、もう壊滅的というか、大きなダメージで、

とても神経質になっている生産者もおられまして、しっかりとまた注視していただきながら、対策を考えていただくようお願いいたします。答弁は要りません。

○小倉尚裕委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「松原地区のまちづくりビジョン（案）の作成とわたしの意見提案制度の実施について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 松原地区のまちづくりビジョン（案）の作成とわたしの意見提案制度の実施について御報告申し上げます。

資料1「松原地区のまちづくりビジョン（案）」を御覧ください。

表紙をめくり、目次となっておりますが、「はじめに」の後、「第1章 松原地区のまちづくりに求められているもの」、「第2章 松原地区のまちづくりの考え方」、「第3章 松原地区のまちづくりの進め方」という構成になっています。

1ページを御覧ください。

初めに、なぜ、今、松原地区のまちづくりを行うのかについてまとめており、その概要といたしましては、人口減少や少子高齢化の進展等により社会環境が変化する中、社会教育施設に求められている役割等を踏まえ、社会教育施設の老朽化に伴う対応等が課題となっている松原地区において、コミュニティ拠点機能の強化も含め、現状を整理し、市民等のニーズを踏まえた施設再整備の方向性を示すものです。

2ページを御覧ください。

第1章は、松原地区のまちづくりに求められているものとして、2ページ「1-1 松原地区のこれまで」、3ページ「1-2 松原地区の現在の状況」、8ページ「1-3 市民等のニーズ」など、令和6年2月にまとめた松原地区のまちづくりビジョン素案を基に、一部記載内容に補足を加え整理したものとなっております。

10ページを御覧ください。

第2章では、松原地区のまちづくりの考え方として、ビジョン素案を踏まえ、「2-1 松原地区の課題と対応策」において、(1)で松原地区の課題を整理した上で、11ページに記載のとおり、(2)対応策として、(1)の課題への具体的な対応策について、松原地区の現状や市民等のニーズを踏まえ、2つの方針を整理しており、「①棟方志功記念館について、青森ゆかりの文化・芸術家の業績を学び、版画を含めた文化芸術の体験学習ができる施設として活用すること（仮称：文化芸術体験学習施設）を検討」すること、「②中央市民センターと勤労青少年ホームの統合施設を検討」することとまとめています。こちらもビジョン素案から大きな変更はありません。

12ページを御覧ください。

ここでは、「2-2 必要機能の整理」として、「2-1 松原地区の課題と対応策」を踏まえ、5つの必要機能について整理し、それぞれ現状及び問題点と今後必

要となることや配慮すべきことについてまとめています。

「(1) 文化・芸術学習拠点機能（仮称：文化芸術体験学習施設）」につきましては、13ページ上段を御覧ください。施設整備において必要となることや配慮すべきこととして、棟方志功記念館の建物、施設・設備は、可能な範囲において改修することによる長寿命化、バリアフリー化が必要となることなど、5つの事項について記載しています。

「(2) 市民センター機能」につきましては、14ページ上段を御覧ください。機能移転において必要となることや配慮すべきこととして、多くの市民や団体等が地域における活動拠点として利用しており、近隣住民のみならず、市内全域からの利用があることから、一定規模の部屋数が必要であり、大人数を収容できる座学と運動の両方に対応した部屋、茶華道や舞踊に対応した畳の部屋、調理設備等を備えた部屋、実験や工作に対応した水道や作業台を備えた部屋、ダンスや楽器の演奏に対応した防音設備を備えた部屋等の配置の検討が必要となることなど、5つの事項について記載しています。

「(3) 子ども学習機能」につきましては、15ページ下段を御覧ください。機能移転において必要となることや配慮すべきこととして、小学生向け講座については、科学、料理、ものづくり等需要が高い分野を十分に学ぶ機会を確保するとともに、現在実施できていない球技などのスポーツ講座や、直接来館できない講師によるオンライン講座など、さらに幅広い分野の講座をバランスよく実施できるよう検討が必要となることなど、2つの事項について記載しています。

「(4) 歴史学習機能」につきましては、16ページ下段を御覧ください。機能移転において必要となることや配慮すべきこととして、空襲資料をはじめ、本市の歴史についても学ぶことができる展示となるよう、幅広い世代にとって分かりやすい展示内容の工夫や、展示資料に関する説明の充実など、本市の歴史を学ぶことのできる貴重な資料を活用できる方策について検討が必要となることなど、3つの事項について記載しています。

「(5) 多目的アリーナ機能」につきましては、17ページ下段を御覧ください。機能移転において必要となることや配慮すべきこととして、世代や障害の有無を問わず、誰もがスポーツを楽しめるよう、多目的アリーナにはユニバーサルデザインの導入と、利用者の特性に応じた多種目への対応の検討が必要となることなど、3つの事項について記載しています。

次に18ページを御覧ください。

第3章では、松原地区のまちづくりの進め方として「3-1 土地利用計画」において、「2-1 松原地区の課題と対応策」で整理した2つの方針のうち、「棟方志功記念館（仮称：文化芸術体験学習施設）」については、既存施設の改修となるため、ここでは中央市民センター及び勤労青少年ホームの統合施設の整備場所について検討しており、「(1) 建設候補地の整理と比較」において、「①建設候補地Ⅰ」と

して中央市民センター等建物跡地、「②建設候補地Ⅱ」として中央市民センター等駐車場、「③建設候補地Ⅲ」として旧市民図書館建物跡地の3か所について、20ページから21ページに記載のとおり与条件の評価を比較しています。

21ページ中段「(2)整備場所について」に記載のとおり、「統合施設の整備場所については、建設候補地Ⅰ～Ⅲにおける与条件の評価を踏まえ、棟方志功記念館(仮称：文化芸術体験学習施設)と連携が図りやすく、中央市民センターの機能を維持したまま施設整備を進めることができるよう検討することとし、今後行う統合施設の基本計画策定時等における施設規模の検討と併せ具体的な整備場所を決定」することとまとめております。

また、今後の進め方として、下段、「3-2 本ビジョンの実現に向けて」に記載のとおり、市の他事業と調整を図りながら、「棟方志功記念館(仮称：文化芸術体験学習施設)」と統合施設のそれぞれについて、今後、設計・基本計画を検討していくこととしています。

次に、22ページを御覧ください。

本地区のまちづくりについては、「3-3 松原地区のまちづくりイメージ図」に記載のとおり、本市の新たな文化・社会教育拠点となる「棟方志功記念館(仮称：文化芸術体験学習施設)」と統合施設については、相互に連携を図るほか、駐車場や棟方志功記念館の庭園についても一体的な整備、緑化や活用を基本とすることで、周辺景観に配慮した土地利用を進めること、また、市道勝田松原3号線をメイン交流動線と位置づけ、冬季も含め一年を通し回遊や往来のきっかけとなるよう、地域住民との連携などにより景観づくり等に努めるほか、近隣に集積する教育施設、市内にある美術館などとの連携や、周辺に点在する文化資産等への回遊を生み出すことで、周辺地域と一体となった持続的な文化振興を進めることとまとめています。

なお、23ページ以降は、資料として、市民意見及び検討経過を記載しています。

次に、資料2を御覧ください。

本案に係るわたしの意見提案制度の実施内容について御説明いたします。「2 意見募集期間」は令和6年12月27日金曜日から令和7年1月26日日曜日までの1か月間としております。

「4 公表資料の縦覧場所等」につきましても、通常、市がパブリックコメントを実施する際の縦覧場所に加え、教育委員会が所管する青森市教育研修センター、市民図書館の合計27か所とし、市のホームページのほか、「広報あおもり」1月号に掲載いたします。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありますか。村川委員。

○村川みどり委員 中身ではないのですが、これには、青森勤労者プールは入っていないんですよね。ということは、潰すということですか。

○**小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** プールについては、今回の計画に入っていないので、まだ潰すなど、今後のことについては決まっています。

○**小倉尚裕委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 結構人気があるので、使わせていただければいいなというのと、さっき相馬委員が言ったようにパブコメがどうも問題だなというように思っています。これでいけば、これを置いているから見てねというのと、ホームページと「広報あおもり」で告知するだけという方法なのですが、今はやはり選挙もそうだけれども、SNSなんですよ。なので、広報広聴課とも相談して、市のLINE、ユーチューブ、インスタグラムなども使っていないと、意見は来ないと思います。

あらゆる媒体を使って意見を寄せてくださいというようにしないと、またゼロということになりかねないので、最低でも、今、青森市でやっているLINEに載せていただくなど、インスタグラムもやっているし、ユーチューブも作っているし、例えば、教育委員会の職員がユーチューブで——私たちも1分動画を作ったので、そういうのをやったり、あらゆる手段を使って意見を頂くというのをやったほうがいいと思います。

それから、これも意見なんですけど、前にも言ったけれども、棟方志功記念館は閉まっているのに、道路標識がまだ残っていて混乱するんですよ。開いているんだ、行けるんだというように思っている人もいるし、観光客等の人たちも、棟方志功記念館はやっているんだというように思われるので、いずれ使うにしても、やっぱり今は使っていないのだから、標識を何らかの方法で、消さないで混乱するので、そこはお願いしたいなと思います。

○**小倉尚裕委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 今の御意見については、担当課と調整させていただきたいと思います。

○**小倉尚裕委員長** ほかに御意見、御質疑等ありますか。柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** 今、松原地区のまちづくりビジョン（案）を聞いていて、私が小学校の頃、文教地区ができたので、中学校の頃までわくわくして行っていたような感じがするんですよ。今はもう経年劣化した文教地区になってしまったので、これにあるように、子どもたちがわくわくして行けるようにもしていただきたいというのもあるし、歴史的なものを残すということなので、それをうまく活用して、青森市の歴史、例えば戦後の資料、戦争の資料もありますので、うまく活用していただきたいと思いました。意見です。

○**小倉尚裕委員長** ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年度青森市はたちのつどいについて」報告を求めます。教育委員会

事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 令和6年度青森市はたちのつどいについて御報告申し上げます。

委員の皆様には、先日、御案内を差し上げておりましたが、令和7年1月に開催いたします令和6年度青森市はたちのつどいの実施概要について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 日時・対象者・テーマ」についてですが、日時は令和7年1月12日日曜日に開催し、青森地区が11時から浪岡地区が14時から開催となります。

対象者は、平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、令和6年11月15日時点では、青森地区が2088人、浪岡地区が142人、合わせて2230人となっております。

テーマは、「B l o o m i n g ～咲き誇れ未来へ～」とし、「人生で一度しかないはたちのつどいを花が開くように最高に輝ける場にしたい。そしてその輝きをこれからの人生につなげていきたい」との思いが込められております。

「2 会場」につきましては、昨年度と同様、青森地区はリンクステーションホール青森、浪岡地区は青森市中世の館での一斉開催といたします。

「3 主催」につきましては、令和6年度に二十歳を迎える方が中心となって組織する青森市はたちのつどい実行委員会、青森市及び青森市教育委員会となり、4に記載のとおり、企画運営も同実行委員会において行います。

「5 開催内容」についてであります。資料記載のとおり、再会の広場、式典、アトラクションの3部構成となっており、再会の広場では、中学校卒業当時の恩師からのメッセージを掲示し、多くの参加者が久しぶりに会う友人と語りいながら、学生時代を懐かしむ場とするほか、参加者が生まれた年から20年間の出来事をまとめたパネルの展示を予定しております。

式典におきましては、青森市長からの「はたちに贈る言葉」、青森市はたちのつどい実行委員会代表による誓いの言葉、そして青森市議会議長からの励ましの言葉をいただくこととしております。

また、アトラクションにおきましては、アイドルグループによるパフォーマンスなど、資料記載の内容を青森会場・浪岡会場それぞれで実施する予定としております。

「6 その他」についてであります。令和7年1月6日月曜日から1月13日月曜日までの間、やむを得ず当日式典に参加できなかった方や写真撮影だけをしたい方も、記念写真撮影が自由にできるよう、アウガ1階駅前スクエアにおいて、はたちのつどい記念写真撮影ブースを設置いたします。

式典に御出席いただけます委員の皆様におかれましては、年始のお忙しい時期ではありますが、二十歳を迎える方の新しい門出を祝福していただければ幸いに存じ

ます。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 昨年度、はたちのつどいに初めて参加させていただいたんですけども、企画運営については、青森市はたちのつどい実行委員会——当事者の若い方たちがやるということですが、プログラムを見ますと、去年とほぼ変わりないです。

昨年度と違うような、これをやりたいなどという意見はなかったのですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 やはり見慣れている成人式というか、慣れているところで、こういったアトラクションなどを——こちらからも助言することになるのですが、そういった話合いの結果としてこういう形となりました。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 若い方が企画する割には堅いなと思ったので、いろんな自由な意見が出て、毎年違うような感じになるといいかなと思っていました。

○小倉尚裕委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 電子証明書のこと、もう1回確認したいのは、有効期限は書いてあるので、そこで証明書の確認はできるということで、忘れた場合——過ぎてしまった場合は、市役所に来て、電子証明書の延長というんですか。手続をすれば延長になるのかということと、それから、ロックがかかった場合は、どうなるのかというのを確認していいですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 マイナンバーカードの電子証明書の更新、それから暗証番号のロックがかかった場合の取扱いですが、電子証明書は先ほど委員から御紹介いただいたとおり、その上に印字されているのが、マイナンバーカードのそのもののカードの有効期限です。これが基本的に10年という形になっております。未成年の方などは5年ですが、それが印字されていて、その下が白抜きになっているスペースがありまして、こちらに手書きで書かれているのが電子証明書の有効期限という形になります。

御本人が書いていただいてもいいんですが、書き忘れなどというのを防ぐために、市職員で交付の際に書かせていただいておりますので、その白い部分に書いている

のが電子証明の有効期限です。これを失念して、期間が過ぎてしまった、失効してしまっただけという場合は、窓口に来ていただければ、再設定といいますか、更新の手続をこちらでさせていただくという形になります。

暗証番号——電子証明の番号を3回連続で間違えるとロックがかかるということ。あと、16桁でe-Taxなどで使う番号については5回続けて間違えるとロックがかかるということになるのですが、基本はマイナポータルなどに入る際の4桁について、コンビニ交付の4桁は3回連続で間違えるとロックがかかるということになります。

こちらのロックがかかったのを元に戻すというか、初期化する設定のやり方は基本的に窓口に来ていただくと、およそ10分ぐらいですぐ元の状態、使える状態に戻すことができますし、あとは個人で、自分の操作で大丈夫だよという方については、携帯電話等で——ただ、条件があるのが4桁と16桁、それぞれ電子証明書のどちらかを覚えているということ、片方を知っている方は、自分でコンビニに行ってコンビニ交付ができるキオスク端末、マルチコピー機で操作ができるので、事前に携帯電話等を利用して予約するという手続になります。

そうすると、いつの何時に行きますという予約ではないんですが、これで再設定を自分でやりますという予約すると、そこから24時間以内にコンビニに行っていて、そこでロックされたものを解除して、改めて番号を設定するというような手続ができるということになります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 かなり大変かなというのと、来年はさらに今年の2.5倍ぐらい電子証明書が切れる人が想定されていて、かなり窓口も混乱するし、待っている人も混乱するんじゃないかなという心配もありますので、やはり丁寧な対応が必要なんじゃないかなというようには思っています。

それと、学校の修学旅行にマイナ保険証持ってきなさいと言われたということで、現場で混乱していて、そんな情報が入ったものを子どもに持たせられないということで持っていかなくてもいいことにはなったらしいんですが、やっぱり修学旅行にマイナ保険証を持たせるというのは危険かなというように思っているんで、今現在、保険証は1年間使えるわけだから、わざわざマイナ保険証を持たせる必要はないので、あるT中学校でそういう混乱があったということだったので、今の現在の使える保険証、もしくは資格確認書でいいというようにしていただければなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 修学旅行に、従来であれば保険証の写しなどを持参するケースが多かったんです。今現在、そういうことが起こっているというのは、実は把握していなかったんですけども、現場と確認しながら、対応を検討して、危なくないようにやっていきたいというように……

〔村川みどり委員「マイナ保険証を持たせる自体が駄目なので」と呼ぶ〕

○**工藤裕司教育長** 検討していきたいと思います。

○**小倉尚裕委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** それでは、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)